第七号の二様式　（平20内府令47・全改、平20内府令79・平21内府令73・平22内府令40・平23内府令41・平24内府令4・平30内府令3・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【株式の募集】

⑴【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

⑵【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（　　）			
募集株式（　　）			
募集株式（　　）			

発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

⑶【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	―		―

2【新規発行新株予約権証券】

⑴【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	

申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件

計	―		―

３【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	

担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	

券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

5【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	

6【カバードワラントの募集】

7【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

8【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

⑵【手取金の使途】

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

⑴【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

⑵【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権の内容等）

⑶【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権付社債に関する事項）

⑷【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

⑸【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

⑹【売出カバードワラント】

⑺【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4【その他】

1【法律意見】(1)

2【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】(2)

第1【公開買付けの概要】

1【公開買付けの目的等】

2【公開買付けの当事会社の概要】

3【公開買付けに係る契約】

4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

7【公開買付けに関する手続】

第２【統合財務情報】

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

第三部【追完情報】⑶

第四部【組込情報】⑷

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

⑴　法律意見

有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）に係る募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。

⑵　公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意⑴から⑼までに準じて記載すること。

⑶　追完情報

ａ　⑷ａの有価証券報告書又は⑷ｅの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、その内容を記載すること。

⒜　法第７条第１項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第１号若しくは第２号に掲げる事情が生じた場合

⒝　第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２に掲げる場合

⒞　その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

ｂ　⑷ａの有価証券報告書又は⑷ｅの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。

ｃ　⑷ａの有価証券報告書又は⑷ｅの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載

すること。

d　最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。最近事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合にあって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

⑷　組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a　最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類

b　aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書

c　aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

d　aの有価証券報告書の「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」の１から３までが第八号様式記載上の注意⑺ｂにより記載されている場合又は「第８　本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意⑻ｃにより記載されている場合には、直近に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書における当該記載部分（最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。）

e　aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書

f　aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、dに掲げる書類に準じた書類

g　aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第17条の３第２項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

h　eの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、gの書類に準じた書類

⑸　読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。